

平成29年第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年11月10日(金) 午後1:30~1:50

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	3	佐藤 久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭

4. 欠席委員 (3人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について(議事参与の制限)

日程第4 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第22号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第23号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について

(平成 29 年第 11 回 11 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、4 番 高見 憲正 君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 7 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 11 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 1 番 田守 和人君並びに 5 番、小坂 敏君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3 議案第 20 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>議案第 20 号については、4 番、高見委員が利害関係人となっている事案でありますので、農業委員会に関する法律第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで 4 番、高見委員は退室してください。</p>
	高見委員退室
議長	<p>それでは、受付番号第 36 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p>

	<p>受付番号第 36 号について説明いたします。</p> <p>受付番号第 36 号は、3 条賃貸借権の設定で期間は 5 年間です。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、3 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>3 ページに議案書の写し、4 ページ農地法 3 条 1 項の調査書、5 ページに許可申請書の写し、6 ページに農地等賃貸借契約書の写し、7 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また 4 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 36 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 3 番、佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第 20 号 受付番号第 36 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は田であり、賃貸借後も、田として利用するということでもあります。</p> <p>申請地は、借り受け人の居宅の近隣であり、利用効率の面から申請されたものです。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 20 号 受付番号第 36 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>議案第 20 号の審議はすべて終了しました。</p> <p>高見委員を入室させてください。</p>

	高見委員入室
議 長	次に、日程第 4 議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第 37 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	8 ページをお開き下さい。 それでは受付番号第 37 号について説明いたします 議案第 21 号、受付番号第 37 号の申請は 3 条賃貸借権の設定で、設定期間は 5 年間です。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、9 ページ議案書記載のとおりです。 また、9 ページに議案書の写し、10 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページに許可申請書の写し、12 ページに農地等賃貸借契約書の写し、13 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また 10 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 以上受付番号第 37 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 3 番、佐藤委員から報告を求めます。
佐藤委員	議案第 21 号 受付番号第 37 号の現地調査の結果を報告します。 申請地の地目は畑であり、賃貸借後も、畑として利用するということでもあります。 申請地は、借り受け人の自作地の近隣であり、利用効率の面から申請されたものです。また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。 これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑、意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 21 号 受付番号第 37 号を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なし

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 22 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第 1 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 22 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>受付番号 1 号の申請は解除条件付きの 3 条貸借権の設定で、期間は 5 年間です。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、15 ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>16 ページ農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、17 ページ許可申請書の写し、18 ページ使用貸借契約の写し、19 ページ申請地の位置図、20 ページ確約書の写し、21 ページ営農計画書の写し、22 ページから 23 ページに資格証明書の写し、24 ページから 30 ページまで定款の写しを添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 3 項第 4 号に基づく村長の意見については、31 ページに村長への通知書の写し、32 ページに許可することに異議無しの回答文書の写しを添付しております。</p> <p>なお、聴き取り調査の結果から、19 ページの位置図のとおり今回の申請地には、にんにくを作付するということです。また、毎年 4 月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など、16 ページの調査書記載のとおり、農地法 3 条 3 項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 3 番、佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第 22 号 受付番号第 1 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の地目は畑であり、使用貸借後も畑として利用し、作付はにんにくということとあります。</p> <p>申請地は、借り受け人の自作地があり、作業効率や利用効率の面から申請されたものです。また、利用状況や営農計画からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p>

	以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑、意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 22 号 受付番号第 1 号を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第 6 議案第 23 号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。 受付番号第 5 号及び第 6 号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	33 ページをお開き下さい。 日程第 6 議案第 23 号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により別紙のと通りの農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 整理番号 29 の 5 号及び 6 号について説明いたします。 平成 29 年 10 月 25 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、34 ページから 36 ページ議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権及び使用貸借の設定であります。37 ページは、新郷村長からの協議文書、38 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、39 ページから 51 ページまではあおもり農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号 29 の 5 号及び 6 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 3 番、佐藤委員から報告を求めます。

佐藤 委員	<p>議案第 23 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 23 号の申請地、整理番号 29 の 5 及び 6 は畑及び田であります。</p> <p>申請地は、貸人の離農により全農地を、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後も、農地中間管理機構から借り受け人に畑及び田で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>す</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 23 号は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 23 号は原案のとおり承認しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 29 年第 11 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 29 年 月 日

議 長

署名者

署名者